

○ 国土交通省
環境省 令第一号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条第一項及び第三十七条並びに第四十三条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年八月二十一日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 伊吹 文明

環境大臣 若林 正俊

自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める

省令の一部を改正する省令

自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令

国土交通省
（平成十四年 令第二号）の一部を次のように改正する。
環 境 省

第一条の見出し中「計画」の上に「対象自動車を使用する事業者による」を加え、同条中「第二十二条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第十七条」を「第三十三条」に、「第十八条」を「第三十四条」に改める。

第二条中「第二十二条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第十八条」を「第三十四条」に改める。

第五条中「第二十二条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第十七条」を「第三十三条」に、「第十八条」を「第三十四条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十六条第一項及び第三十七条の規定に基づく計画の提出及び報告は、それぞれ周辺地域内自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、地方運輸局長に行わなければならない。

第五条を第七条とする。

第四条中「第二十二条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同条を第六条とする。

第三条中「特定事業者」を「次の各号に掲げる者」に、「第二十条第二項」を「第四十一条第五項」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 対象自動車（法第三十三条に規定する対象自動車をいう。）を使用する事業者
- 二 特定事業者
- 三 周辺地域内自動車を使用する事業者
- 四 周辺地域内事業者

第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（周辺地域内自動車を使用する事業者による計画の提出）

第三条 法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条第一項の規定による計画の提出は、第一号から第三号までに掲げる事項及び第四号から第七号までに掲げる事項のうち周辺地域内事業者（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条に規定する周辺地域内事業者をいう。以下同じ。）が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を、一年から五年程度の計画期間ごとに提出することにより行わなければならない。

一 周辺地域内事業者の氏名又は名称及び周辺地域内自動車（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条第一項に規定する周辺地域内自動車をいい、同項第一号の一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有するものに限る。以下同じ。）の使用の本拠の位置の属する都道府県における主たる事業場の所在地

二 事業の概要

三 事業場別の周辺地域内自動車の状況

四 指定地区（法第三十六条第三項に規定する指定地区をいう。以下同じ。）内において運行する周辺地域内自動車の低公害車等への代替に関する計画

五 指定地区内において運行する周辺地域内自動車に対する排出ガス低減装置の装着に関する計画

六 周辺地域内自動車に係る指定地区内における適正運転の実施等に関する計画

七 周辺地域内自動車の指定地区内における走行量の削減のための措置に関する計画

2 前項第四号から第七号までに掲げる事項に係る目標年次は、計画期間が満了する年次とする。

3 法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条第一項の規定による計画の提出は

、周辺地域内事業者に該当することとなった日又は計画期間が満了した日から三月以内に、正本にその写し二通を添えてしなければならない。

(定期の報告)

第四条 法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の環境省令、国土交通省令で定める事項は、前年度における第一号に掲げる事項及び第二号から第五号までに掲げる事項のうち周辺地域内事業者が実施することとして選択した措置に係る事項とする。

一 事業場別の周辺地域内自動車の状況

二 指定地区内において運行する周辺地域内自動車の低公害車等への代替の状況

三 指定地区内において運行する周辺地域内自動車に対する排出ガス低減装置の装着の状況

四 周辺地域内自動車に係る指定地区内における適正運転の実施等の状況

五 周辺地域内自動車の指定地区内における走行量の削減のための措置の状況

2 法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の規定による報告は、毎年六月三十日までに、正本にその写し二通を添えてしなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第五条関係)

表

12センチメートル	
第 号	号
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第41条第5項の規定による身分証明書	
職名及び氏名	
年 月 日生	
年 月 日発行	
年 月 日限り有効	
地方運輸局長	印
写真	
真	
8センチメートル	

及び第39条第1項中「指定地区をその区域に含む都道府県の知事」とあるのは「国土交通大臣」
と、第33条、第34条、第36条第1項各号列記以外の部分及び第37条中「主務省令」とあるのは「
環境省令、国土交通省令」とする。

第50条 次の各号のいずれかにかんしては、20万円以下の罰金に処する。規定若しくは適用する
七 第34条、第37条若しくは第41条第1項(第43条第1項の規定による報告を
に又は第41条第1項若しくは第4項を拒み、妨げ、若しくは回避した者
、む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者

附 則

この省令は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十号）の施行の日（平成二十年一月一日）から施行する。